

函 福 管

令和5年(2023年)11月16日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 老人保護措置費負担金に係る過大徴収について
- 2 障害福祉サービス受給者証（写し）の誤送付について

(保健福祉部高齢福祉課)

(保健福祉部亀田福祉課)

老人保護措置費負担金に係る過大徴収について

1 事案の概要

市が養護老人ホームへ入所措置した者（以下「被措置者」という。）から徴収する費用（以下「徴収金」という。）については、函館市老人福祉法施行細則（以下「細則」という。）第8条各項の規定に基づき、高齢福祉課において、前年度の収入額による階層区分により算出し、被措置者の負担金としているが、そのうち収入額が150万円を超えた39階層について、本年7月に、徴収金の上限月額を誤った結果、本年7月から10月までの負担金の月額が本来負担すべき額より高い額で決定されたもの。

2 誤算定の内容

徴収金の上限月額については、細則の規定に基づき算定した額（以下「算定額」という。）が、措置費の支弁額を超える場合は、当該支弁額とする旨細則に規定されているが、このたびは算定額が支弁額を超えていることに気付かず、算定額を負担金として決定したほか、支弁額の算出方法を誤ったことにより上限月額が高く算定され、高い支弁額または細則附則3で定められた最大上限月額である14万円で負担金が決定された。

【算定額】「函館市老人福祉法施行細則」別表第1（第8条関係）

150万円を超える額に0.9を乗じて得た額を12で除して得た額（100円未満切捨て）に82,900円を加算した額

【支弁額】「函館市老人保護措置費の支弁に関する要綱」第8条第2項ほか
一般事務費※（人件費＋管理費）＋一般生活費 ※施設により異なる

3 過大徴収のあった対象者および過大徴収額

令和5年度被措置者のうち7人分の令和5年7月～10月分の負担金
合計 345,480円（月額7人分計86,370円×4か月分）

4 原因

上限月額を算出する際に、一般事務費のうち非常勤医師人件費1,900円を二重計上したことに気が付かず算出したほか、支弁額を超えて決定していることを見落とすなど、複数人での確認が不十分であった。

5 今後の対応と再発防止策

対象者に説明および謝罪し、11月分以降の措置費について正しい額を記載した老人保護措置費負担金の変更通知書を交付するとともに、過大徴収となった負担金については直ちに還付の手続きを行う。

また、再発防止策については、措置費の算出の手法を見直すとともに、複数の職員による確認を徹底するなど、負担金決定業務におけるチェック体制の見直しを図り、再発防止に努める。

障害福祉サービス受給者証（写し）の誤送付について

1 内 容

令和5年10月16日（月）に、亀田福祉課において、障害福祉サービスを決定した2名について、それぞれの計画を作成した事業所あてに障害福祉サービス受給者証の写しを送付したところ、同年10月18日（水）に、当該事業所の一方から、自所が作成した計画の依頼者のものではない受給者証の写しが届いたとの連絡があったため、確認したところ、2名分の受給者証の写しを入れ違えて送付したことが判明した。

その後、それぞれの事業所から誤って送付した2名分の受給者証の写しを回収し、本来送付すべき受給者証の写しを手渡したが、この際、もう一方の事業所については、事前に連絡をし、未開封の状態で封筒を回収している。

また、開封により個人情報が入りこみした1名の受給者の方には、事情を説明し、謝罪した。

※障害福祉サービス受給者証（写し）に記載の個人情報

受給者証番号・住所・氏名・生年月日・サービス種別等

2 原 因

送付文書の封入、封かん作業について、複数の職員で確認作業を行うべきところ、対象となる文書が少量であったことから、作業を1人で行い、二重チェックを怠った。

3 今後の対応と再発防止策

封入、封かん作業については、この間、保健福祉部内での誤送付案件を受けて、当該作業における確認方法などについて直接職員に注意喚起を行ってきたほか、対象となる文書の量に関わらず、封入書類の内容確認を複数回、複数人数で行うことや、封入、封かん作業を別工程の作業とするなどの運用を徹底するとともに、個人情報保護に対する職員の意識向上に取り組んでいるところであるが、本件を受け、各課ごとに郵送物の内容や封入・封かんの作業の状況を記録する確認簿等を作成し、発送の都度、複数の職員で確認することにより、改めて、再発防止を図ることとする。